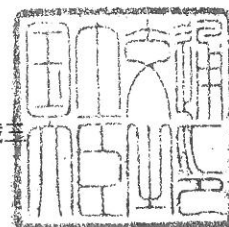


認 定 書

国住指第3082号  
平成 19年 4月 3日

日本ケイソウ土建材株式会社  
代表取締役 田畑 恵美 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2第一号から第三号まで(不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号  
NM-1587
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
けい藻土系塗材塗/基材(不燃材料(金属板を除く))
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 材料名

けい藻土系塗材塗／基材（不燃材料（金属板を除く））

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法

項 目	申 請 仕 様
形状	平板
表面の形状	平滑
厚さ	1.5 (±0.5) mm
質量	1.58 (±0.158) kg/m <sup>2</sup>

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

項 目	申 請 仕 様
けい藻土系塗材	厚さ1.5 (±0.5) mm、固形量1.58 (±0.158) kg/m <sup>2</sup>
基材	建築基準法第2条第九号に適合するものとして、国土交通大臣が指定もしくは認定した不燃材料のうち、金属板及び化粧を施したものを除くもの。

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1に示す。

単位mm

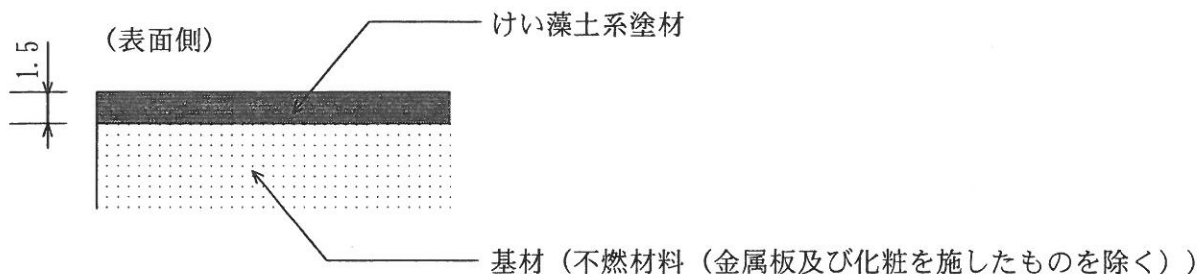


図1 断面図